

2025年第1回 山梨県リニアどきどき体験乗車 応募要項

1 開催日

2025年3月25日（火）

（10:15、11:15、13:15、14:15、15:15、16:15 集合の6便催行）

全便を一括しての募集・抽選となりますので、便の指定はできません。

2 開催場所（申込み先ではありません）

JR東海山梨リニア実験センター（山梨県都留市小形山271-2）

3 募集数

114区画（最大228座席）

1区画（2座席）を単位として、最大2区画（4座席）までお申込みいただけます。

※1～2名様でのご参加は1区画、3～4名様でのご参加は2区画でお申し込みください。

※開催日時点で7歳未満の方で、座席を使用しない場合は、参加者とは別に1区画あたり2名様まで同伴幼児として参加できます。

4 料金

1区画（2座席まで） 2,200円 / 2区画（4座席まで） 4,400円

※料金は消費税等を含みます。

※お支払方法は当選者の方に連絡いたします。

5 募集期間

2024年12月13日（金）～2025年1月15日（水）

・はがきでの受付は当日消印有効。インターネットでの受付は2024年12月13日（金）9:30～2025年1月15日（水）23:59まで

・先着順ではありません

6 応募資格

山梨県民（山梨県内に住所を有する方（同行者、同伴幼児も含め全員）。申込者は16歳以上の方）

7 申込み方法

往復はがき又はインターネットによる、お一人様1回のみの参加申込みとなります。

（1）往復はがきによる申込み

・往信の通信欄に、次の①～⑤を記載してください。（別添参考様式をご活用ください。）

①希望区画数・座席数

（1名で申し込みの場合「1区画1座席」、2名で申し込みの場合「1区画2座席」、3名で申し込みの場合「2区画3座席」、4名で申し込みの場合「2区画4座席」）

※1区画の場合は2座席まで、3座席又は4座席を希望する場合は2区画となります。

②参加代表者（申込者）の氏名(ヨミガナ)、年齢、性別、郵便番号、住所、電話番号

③同行者全員の氏名(ヨミガナ)、年齢、性別、在住市町村名

④同伴幼児がいる場合は、氏名、年齢（開催日時点で7歳未満に限ります。）

- ⑤車いすをご利用の方は、性別の後に「車いす利用」と明記
※ただし、車いすに対応できるスペースは1便あたり1台分です。
- ・返信の宛先に、必ず参加代表者（申込者）の郵便番号、住所、氏名を記載してください。
 - ・往信の宛先を、〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁「リニア体験乗車」係あてとしてください。
 - ・2名以上でお申し込みの際、同行者、同伴幼児のお名前等の記載がない（参加区画数、参加人数のみ記載）場合は、申込みが無効となりますのでご注意ください

(2) インターネットによる申込み

- ・申込みはリニア・次世代交通推進グループのリニア体験乗車ホームページ（「リニア・次世代交通推進グループ 体験乗車」で検索できます。）から、画面上のご注意をよくお読みのうえお申込みください。
- ・応募用ホームページのセキュリティ強化に伴い、古いスマートフォンや携帯電話（フィーチャーフォン、いわゆるガラケー）からは、利用できない場合がありますのでご注意ください。

8 申込みにあたっての注意事項（必ずご確認ください。）

お申込みの際は、本要項をご確認いただき、同意のうえ、お申込みください。

(1) お申込みは、お一人様1回限りとさせていただきます。

参加代表者（申込者）が重複する申込みは、すべて無効となりますので、ご注意ください。同一参加代表者が往復はがきとインターネット両方で申込みした場合は重複とし、どちらの申し込みも無効となります。

また、インターネットによるお申込みの際、同一メールアドレスを用いて異なる参加代表者（申込者）が応募した場合、すべての応募は無効となります。

(2) お申込み後の区画数・参加人数・参加者の変更（追加・一部取消を含む）はできませんので、お申込み前に必ずご確認ください。

※体験乗車の当日、お名前が入った「リニア搭乗券」を参加者全員にお渡しいたします。

(3) 体験乗車にお申込み・ご参加いただくための条件は次のとおりです。（年齢は開催日時点とします。）

①参加代表者（参加者のうち、申込者及び体験乗車当日の代表者となる方）

山梨県内に住所を有する16歳以上の方。

②同行者（参加者のうち、参加代表者以外の方）

山梨県内に住所を有する方。

③同伴幼児（同行者のうち、座席をご利用にならない方）

山梨県内に住所を有する、開催日時点で7歳未満の方。ただし、お申込1区画あたり2名様まで。

※未成年の方が代表者として申し込む場合、事前に親権者又は未成年後見人の同意を得てください。なお、当選後、親権者又は未成年後見人の同意について確認させていただきます。

※法人・グループ等個人以外のお名前での申込み・ご参加はできません。

※7歳未満の方でも座席をご利用になる場合は、同伴幼児ではなく同行者としてお申込みください。

(4) 当選した権利の全て又は一部を他人へ譲渡・転売することは禁止します。この様な事実が判明した場合は、当選した権利は無効となり、ご搭乗いただけません。また、以後、体験乗車へのお申込みをお断りいたします。

(5) 体験乗車の料金のお支払は、山梨県から当選された参加代表者に送付する納入通知書により、別にご案内する期限までにお支払ください。また、納入通知書と併せて送付する「体

験乗車に関する同意書」に必要事項を記載し、参加者全員分の本人確認ができる書類を添付の上、別途ご案内する期限までに返送ください。なお、期限までにお支払いいただけない場合や、同意書や本人確認書類を返送いただけない場合は、当選した権利は無効となります。

(6) 料金をお支払いいただいた後の取消(参加の取り止め)は、当選された方に別にご案内する期限まで受け付けます。取消期限後に申し出があった場合は、既にお支払いいただいた料金のうち、参加を取り止めた方の分の返金はいたしかねます。なお、やむを得ず参加代表者が参加を取り止められた場合には、同行者のみの参加は可能です(16歳未満の参加者のみの参加は不可)。

(7) 体験乗車は試験目的の施設・車両で実施するため、実際の営業線用設備とは一部異なります。施設・車内の移動や乗降は、参加者ご自身で行なっていただきます。介助を必要とされる場合は介助者と一緒にお申込みください。

また、設備の都合上、車内で車いすに対応するスペースは1便あたり1台分です。車いすをご利用のお客様は、はがきでの申込みの場合は、性別の後に必ず「車いす利用」と明記し、インターネットでの申込みの場合は車いす利用欄を「有」としてください。

※車いす利用者は、搭乗前にJR東海の用意する車いす(全幅:53cm 座面幅:40cm 全長:90cm 耐荷重:100kg)にお乗り換えいただきます。申込時に車いすを利用する旨を申し出なかった場合、及びJR東海の用意する車いすにお乗り換えいただけない場合、当日、車いすでの搭乗をお断りする場合があります。

(8) これまでの募集において確認された不備のうち、よくあるものは次のとおりですので、お申込みに当たってはご注意ください。

① 同行者、同伴幼児が県外在住

応募できるのは同行者、同伴幼児も含め全員が山梨県内に住所を有する方となります。県外在住者が含まれる申込は無効となります。

② 参加代表者(申込者)の重複

同一参加代表者(申込者)のすべての申込みが無効となります。

③ 区画数の未記載、区画数と申込人数の不一致(例 2区画1名、1区画4名)

無効となります。

④ 申込者電話番号の未記載

申込内容の確認が必要な場合や、補欠当選者が繰上当選した場合に連絡ができませんので、無効となります。

⑤ 同行者情報の未記載

2名以上でお申し込みの際、同行者情報が無い(参加区画数、参加人数のみ記載)場合は、申込みが無効となります。

⑥ 7歳以上の方の同伴幼児としての申込み

申込者が当選となった場合でも、同行者として搭乗できません。

⑦ 郵便切手代の不足

郵便切手代が不足しているはがきは受付いたしません。(往復とも)

9 抽選結果通知

当選・落選の通知は、2025年1月中旬に行います。

当選者は募集期間終了後、厳正な抽選により決定いたします。はがきでお申込された方には往復はがき返信で、インターネットでお申込された方には登録されたメールアドレス宛の電子メールで通知いたします。

※当選者の搭乗便・集合時刻は、後日通知します。

※当選手続において欠員が生じた場合に備え、補欠当選の通知を行う場合があります。繰上当選となる方には、2025年1月下旬までに通知します。

※電子メールでの抽選結果通知は「@info.cous.jp」で終わるメールアドレスより行います。メールを受信できるよう、迷惑メール設定の解除または受信設定をお願いいたします。

10 体験乗車にあたっての注意事項（必ずご確認ください。）

- (1) 体験乗車当日は、入金確認後に送付する最終案内を必ずお持ちください。
また、参加者のご本人様確認を行いますので、参加者全員分の本人確認ができる書類（運転免許証・保険証・学生証等）をご持参ください。
- (2) 体験乗車専用の駐車場はありません。ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
※体験乗車とあわせて、隣接する山梨県立リニア見学センターにご来館される場合は、見学センターの無料駐車場をご利用いただくことができます。
※受付開始から解散（現地解散）までは概ね90分程度を予定しています。
※集合場所までの交通費、宿泊費等は、参加者のご負担となります。

＜JR中央線大月駅から山梨リニア実験センターまでの交通手段＞

① 路線バス（富士急バス）

大月駅発 県立リニア見学センター行きまたは都留市駅行き
「県立リニア見学センター」下車（片道 大人 380 円、小人 190 円）
※時刻表は富士急バス（株）のホームページ等でご確認ください。
Tel. 0554-22-6600（9:00～17:00）

② タクシー（料金の目安は片道約2,500～3,000円程度）

※大月駅から山梨実験センターまでの所要時間は約20分です。

- (3) 所定の集合時刻に遅れた場合は、当選した権利は無効となり、体験乗車にご参加いただけません。また、この場合、料金の払戻はいたしません。
- (4) 体験乗車を安全、快適にお楽しみいただくため、ご来場の皆様に下記のご協力をいただきます。

＜入場時のセキュリティチェック＞

- ご入場の際に手荷物検査や金属探知器による検査等を受けていただきます。
- 体験乗車は試験目的の施設・車両で実施するため、十分なスペースがありません。乗降の案内をスムーズに行うため、お手荷物の持込は、貴重品・ハンドバッグ・カメラ等、最低限の身の回り品のみとなりますのでご注意ください。
- 大きなお手荷物等は「コインロッカー」にお預けいただいた後に、集合場所へお越しください。

＜持込をお断りしているもの（持込禁止物）＞

- 銃砲刀剣類、花火、爆竹、劇薬物、その他危険物
- サイズの大きなお手荷物（スーツケース・キャリーバック等）
- ベビーカー
- ペット
- 飲み物（ビン、カン、アルコール類）・お弁当
- 三脚等の撮影補助機材
- その他、JR東海が持込を不相当と判断するもの

- (5) 試験用施設・車両につき、おむつ交換、授乳室等の十分な設備はありませんので、あらかじめご了承ください。
- (6) 試験用車両につき、車内にご利用いただけるトイレはありませんので、あらかじめ体験乗車施設内のトイレでお済ませください。また、車内での飲食はご遠慮ください。

- (7) 体験乗車施設・車内では係員の指示に従ってください。係員の指示に従わない場合は搭乗をお断りいたします。
- (8) 体験乗車実施風景等の撮影の際に、お客様が撮影対象となる場合があります。それらは報道、広告宣伝等に使用される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (9) 天災や試験設備の不具合等の理由により、山梨県又はJR東海の判断で体験乗車を変更・中止させていただく場合があります。この場合、後日、体験料金を払戻いたしますが、集合場所までの交通費、宿泊費等については、負担いたしかねます。あらかじめご了承ください。

11 その他

- (1) 当日の運行について、天災や試験設備の不具合のため、体験乗車を変更・中止する場合は、当日の午前7時までにJR東海のウェブサイトにてお知らせします。なお、当日午前7時以降に中止する場合は、中止を決定した時点で、「超電導リニア体験乗車HP」又は電話（自動音声による音声案内）により、中止を告知します。
＜WEB＞ 超電導リニア体験乗車HP（リンク：<https://linear.jr-central.co.jp/>）
＜当日お問合せ窓口＞ 0570-666-315（開催日限定7:00~17:00）
- (2) お申込時にご登録いただきました個人情報等は、抽選や連絡等の目的で山梨県が使用いたします。個人情報の取扱いについて（<https://www.pref.yamanashi.jp/linear-jks/linear-taikenjousha/kojinjouhou.html>）
- (3) 体験乗車へのお申込・ご参加にあたっては、山梨県リニアどきどき体験乗車利用規約（<https://www.pref.yamanashi.jp/linear-jks/linear-taikenjousha/riyoukiyaku.html>）に同意いただきます。
- (4) 体験乗車の申込受付や当選後のご案内等の運営は、山梨県リニア・次世代交通推進グループ内 リニア体験乗車係が実施しております。

12 お申込みに関するお問合せ先

山梨県庁リニア体験乗車係

Tel.055-223-1667（平日8:30~17:15 土日祝は休み）

1区画用（希望座席数に○をつけてください）

【体験乗車 1 区画 1・2 座席希望】				
参加 代表者	(ヨミガナ) 氏名			
年齢	歳	性別		
郵便番号〒	—			
住所				
電話番号Tel	— —			
同行者	(ヨミガナ) 氏名			
市町村名				
年齢	歳	性別		
同伴 幼児1	氏名		年齢	歳
同伴 幼児2	氏名		年齢	歳

※車いすご利用の方は性別の後に「車いす利用」と記載。

※同伴幼児がいる場合は(2名まで)氏名、年齢を記載。

点線で切り取り、往復はがきの往信通信欄に貼り付けて
ご使用ください。

2区画用（希望座席数に○をつけてください）

【体験乗車 2 区画 3・4 座席希望】				
参加 代表者	(ヨミガナ) 氏名			
年齢	歳	性別		
郵便番号〒	—			
住所				
電話番号Tel	— —			
同行者1 氏名	(ヨミガナ)			年齢
市町村名		性別		
同行者2 氏名	(ヨミガナ)			年齢
市町村名		性別		
同行者3 氏名	(ヨミガナ)			年齢
市町村名		性別		
同伴 幼児	氏名	1. 歳	2. 歳	歳
		3. 歳	4. 歳	歳

※車いすご利用の方は性別の後に「車いす利用」と記載。

※同伴幼児がいる場合は(4名まで)氏名、年齢を記載。

山梨県リニアどきどき体験乗車往復はがき 記載例

郵便往復はがき

400-8501

往 信

「リニア体験乗車」係 行き
山梨県庁
甲府市丸の内1-6-1

この裏側

往信通信欄

① 体験乗車希望区画数・座席数

(「1区画1座席」「1区画2座席」「2区画3座席」「2区画4座席」のいずれかを記載)

※1区画の場合は2座席まで、3、4座席は2区画

② 参加代表者氏名 (ヨミガナ)

- ・ 年齢
- ・ 性別
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 電話番号

※車いすご利用の方は性別の後に「車いす利用」と記載

③ 同行者氏名 (ヨミガナ)

- ・ 年齢
- ・ 性別
- ・ 在住市町村名

※1区画の場合は1名、2区画の場合は2～3名分記入
※車いすご利用の方は性別の後に「車いす利用」と記載

④ 同伴幼児氏名・年齢

※同伴幼児 (開催日時点で7歳未満) がいる場合は1区画の場合は2名まで、2区画の場合は4名まで氏名と年齢を記載

※車いすに対応出来るスペースは1便あたり1台分です。

郵便往復はがき

参加代表者の郵便番号

返 信

参加代表者の住所
参加代表者の氏名
様

この裏側

返信通信欄

※この欄は、抽選結果を記載しますので、何も書かないでください。

応募要項、利用規約をご覧のうえ、ご応募ください。

お問合せ先 山梨県庁リニア体験乗車係 (055-223-1667) (平日 8:30~17:15)

山梨県リニアどきどき体験乗車利用規約

山梨県（以下「本県」という。）は、山梨県リニアどきどき体験乗車（以下「体験乗車」という。）の利用規約（以下「本規約」という。）について、以下のとおり定めます。

第1条 （本規約の範囲）

1. 本規約は、本県、体験乗車への参加者に対し、申込み時点から適用されるものとします。
2. 本規約の他に「山梨県リニアどきどき体験乗車ホームページ」（http://www.pref.yamanashi.jp/linear-jks/linear_taikenjousha.html）（以下「ホームページ」という。）等に掲載する「応募要項」についても、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本県は参加者の事前の承諾なしに、本規約を変更することがあります。この場合、変更後の規約内容については、予めホームページへの掲載、申込時に登録された電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他本県が適当と認める方法により通知するものとします。

第2条 （開催方法）

1. 体験乗車は、本県が、開催にあたっての申込み受付、参加者への連絡、料金の收受等を行い、体験乗車当日の体験乗車施設内における運営は東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）が行います。

第3条 （参加者の範囲）

1. 参加者については以下のとおりとします。（年齢は開催日時点とし、個人名のみでの申込みとします）
 - ① 参加代表者（申込者）（参加者のうち、申込者及び体験乗車当日の代表者となる人）
山梨県民（山梨県内に住所を有する方）で16歳以上の人。
 - ② 同行者（参加者のうち、参加代表者以外の人）
山梨県民（山梨県内に住所を有する方）
 - ③ 同伴幼児（参加者のうち、座席をご利用にならない人）
山梨県民（山梨県内に住所を有する方）で7歳未満の人。ただし、申込み1区画あたり2人まで。

第4条 （申込み）

1. 体験乗車の申込みは、参加代表者（申込者）が、往復はがき又はインターネットにより行うものとします。
2. 参加代表者（申込者）が納入通知書に同封した「山梨県リニアどきどき体験乗車に関する同意書」及び添付書類を提出し、本県が受領した時点をもって、参加者の全員が、郵送される本規約及び別に定める「山梨県リニアどきどき体験乗車における個人情報の取扱いに

ついて」を承諾したものとみなします。

3. 申込みは、往復はがきの場合、本県への到着の時点をもって、完了するものとします。なお、募集期間内の申し込みが消印等で確認できるものに限り、インターネットの場合、参加代表者（申込者）のメールアドレスが有効であり、申込み後に送信する参加代表者（申込者）への到達通知メールを受信した時点をもって、完了するものとします。
4. 参加者は、自己の責任と負担において、申込みのために必要となる往復はがき、同意書等の送付、本人確認できる書類提出に要する費用のほか、体験乗車の申込み及び催行の可否の確認等のために必要となる通信機器、ソフトウェア、電話利用契約及びインターネット接続契約等を準備するものとします。
5. 本県が受領する往復はがきやインターネットによる申込み内容、同意書などに記載不備等がある場合は、申込みを無効とすることがあります。
6. 未成年等の参加者は、体験乗車に申し込むことについて、法定代理人等の事前の同意を得るものとします。
7. 一回の募集期間内に、同一の参加者が、複数の申込みを行うことをお断りします。この場合、申込者が重複する申込みは、すべて無効となります。
8. 利用者が車いすを利用して搭乗を希望する場合、申込み時にその旨を申し出るものとします。車いす利用者は、搭乗前に JR 東海が用意する車いす（全幅：53cm 座面幅：40cm 全長：90cm 耐荷重：100kg）にお乗り換えいただきます。申込み時に車いすを利用する旨を申し出なかった場合、当日、車いすでの搭乗をお断りする場合があります。

第5条 （連絡の方法）

1. 本県からの通知は、参加代表者（申込者）があらかじめ届け出た住所宛に送付物を発送又は、参加代表者（申込者）があらかじめ届け出たメールアドレス宛てにメールを送信した時点をもって通知が完了したものとします。
2. 参加者の住所、氏名、メールアドレス等の記載内容に不備があり、本県からの通知が完了しなかった場合は、本県は一切の責任を負いません。また、参加者の住所及びメールアドレス等が変更となった場合は、本県より申込みの際に知らせる連絡先にすみやかに連絡を行なうものとします。参加代表者（申込者）がこの手続きを怠ったことにより生じた損害及びいかなる不利益について、本県は一切の責任を負いません。

第6条 （契約の成立時期）

1. 本県は募集期間毎に抽選を行い、当選者を決定するものとします。
2. 前項に定める当選者に対しては、本県より当選通知を送付します。なお、当選通知については、はがきによる申込みの場合は郵送、インターネットによる申込みの場合は電子メールにて送付します。
3. 体験乗車利用契約は、参加代表者（申込者）が提出した「山梨県リニアどきどき体験乗車に関する同意書」及び添付書類を本県が受理した時点で成立するものとします。

第7条 (料金の支払い)

1. 参加代表者(申込者)は、第6条に定める当選通知を受けた場合は、本県が手続通知にて定める入金締切期日及び方法をもって、所定の料金を支払うものとします。
2. 体験乗車の利用契約成立にも関わらず、入金手続きがなかった場合は、本県が定める入金締切期日の経過をもって当該契約は解除されたものとみなします。

第8条 (取消・変更)

1. 参加代表者(申込者)は、料金の支払い後に体験乗車の利用を取り消す場合は、本県が定める取消期限までに、本県が定める方法により、申し出るものとします。
2. 取消をする場合は、原則として当選した全ての区画について利用する権利を失うものとします。
3. 本県は、取消期限までに取消の申し出があった場合、既に収受した金額を参加代表者(申込者)に返金するものとします。
4. 取消期限を過ぎた場合、取消はお受けできません。
5. 申込み後の利用人数・利用区画数・参加者の変更(追加を含む)は、お受けできません。

第9条 (催行中止に伴う取扱い)

1. 本県又はJR東海の判断で体験乗車の催行を変更・中止する場合があります。
2. JR東海は、原則として当日午前7時までに、「超電導リニア体験乗車ホームページ」(<http://linear.jr-central.co.jp/>)または電話(自動応答による音声案内)により、体験乗車の催行の可否を告知します。なお、当日午前7時以降に中止する場合は、中止を決定した時点で、「超電導リニア体験乗車ホームページ」または電話(自動応答による音声案内)により、中止を告知します。
3. 本県又はJR東海の判断で体験乗車の催行を中止した場合(第13条に定める場合を除く)、本県の定める方法により、後日、参加代表者(申込者)に対して返金します。返金額は、参加代表者(申込者)が本県に支払った料金のみとし、交通費、宿泊費、通信費等の返金はいりません。

第10条 (最終案内の送付)

1. 本県は、体験乗車の5日前をめどに、参加代表者(申込者)が登録した住所またはメールアドレスに最終案内を送付します。
2. 参加者は、体験乗車の当日に、送付された最終案内を持参するものとします。なお、最終案内を持参しない場合は搭乗いただけない場合があります。

第11条 (禁止事項)

1. 当選した体験乗車の権利の全てまたは一部を、第三者へ譲渡・転売することを禁止します。第三者への譲渡・転売が判明した場合は、理由の如何を問わず、当該権利を無効とし、搭

乗をお断りします。また、既に支払われた料金の払戻義務を一切負わないものとし、以降の体験乗車への申込みを無効とします。

2. 体験乗車にあたり、本県は参加者に本人確認を求めることがあります。本人確認の結果、予め登録した参加者以外であることが判明した場合、または本人確認ができない場合は、体験乗車の権利を無効とし、搭乗をお断りします。その場合、既に支払われた料金の払戻義務を一切負わないものとし、ます。
3. 体験乗車の施設内及び車両内への動物（身体障害者補助犬を除く）、危険物及び他人に危害を及ぼすもの並びに JR 東海が持込を不適当と判断するもの等の持込及び預入は禁止します。
4. 体験乗車の施設内または車両内においては係員の指示に従うものとし、ます。係員の指示に従わない場合、搭乗をお断りし、退場していただくことがあります。
5. 体験乗車の施設内または車両内において、公序良俗に反するまたはそのおそれのある行為を行うことは禁止します。
6. 体験乗車の施設内または車両内において性風俗、宗教、政治、営業に関する活動を行うことを禁止します。

第 1 2 条（個人情報）の取扱い

1. 本県は、別に定める「山梨県リニアどきどき体験乗車における個人情報の取扱いについて」に基づいて、申込みにより取得した個人情報を取り扱います。

第 1 3 条（免責事項）

1. 本県は、地震、洪水、その他の天変地異、戦争・暴動・内乱、火災、ストライキその他の労働争議、交通機関の障害、その他本県の責めに帰さない事由により体験乗車を変更及び中止できるものとし、ます。この場合、本県は既に支払われた料金の払戻以外の責任を一切負わないものとし、ます。
2. 交通機関の障害等、本県の責めに帰さない事由により、所定の集合時刻に集合できなかった場合、体験乗車の権利は無効となります。この場合、本県は既に支払われた料金の払戻義務を一切負わないものとし、ます。
3. 郵便事故やシステム障害等、本県の責めに帰さない事由により、申込みの受付が一時的に不可能となったとしても、本県は一切の責任を負いません。

第 1 4 条（反社会的勢力の排除）

1. 本県は、参加者が次の各号の一に該当した場合、何らの通知・催告を要せず、直ちに体験乗車の利用契約の全部または一部を解除することができるものとし、ます。
 - (1) 参加者が暴力団員等であるとき、または暴力団員等であったことが認められるとき。
 - (2) 参加者が暴力団等への資金提供を行う等密接な交際があるとき、またはその活動を助長する行為を行ったとき。

- (3) 参加者が自らまたは第三者を利用して、本県または JR 東海に対し、詐術、暴力的または脅迫的言辞を用いたとき。
 - (4) 参加者が自らまたは第三者を利用して、本県または JR 東海の名誉・信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき。
 - (5) 参加者が自らまたは第三者を利用して、本県または JR 東海の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為を行ったとき。
2. 前項の規定に基づいて本契約の全部または一部を解除した結果により、参加者に損害が生じたとしても、本県または JR 東海はこれによる一切の損害を賠償しないものとします。

第 15 条（解除）

1. 本県は、参加者が次の各号の一に該当した場合、何らの通知・催告を要せず、直ちに体験乗車の利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 体験乗車に必要な料金等について支払債務の履行遅滞等、債務不履行があったとき。
 - (2) 第 11 条に定める禁止事項を行ったとき。
 - (3) 本規約に違反したとき。
 - (4) その他、本県が体験乗車の利用を不相当と判断した場合。

第 16 条（準拠法）

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本国法が適用されるものとします。

本規約は、2015年2月9日より実施するものとします。

（附則）

本規約は、2015年8月27日より実施するものとします。

（附則）

本規約は、2016年12月26日より実施するものとします。

（附則）

本規約は、2017年8月21日より実施するものとします。

（附則）

本規約は、2022年3月25日より実施するものとします。

（附則）

本規約は、2024年12月13日より実施するものとします。

以上

山梨県リニアどきどき体験乗車における個人情報の取扱いについて

○山梨県（本県）は、山梨県リニアどきどき体験乗車の申込みのためにご提供いただいた個人情報を、山梨県個人情報保護条例等に従って厳正に取扱います。

○本県が開催する山梨県リニアどきどき体験乗車では、申込みをされたお客様（以下「申込者」という）から取得する個人情報（参加代表者（申込者）及び同行者（同伴幼児を含む）分も含む）を、次の目的の範囲で利用いたします。

[目的]

- ・体験乗車の抽選
- ・当選時等におけるお客様への連絡
- ・体験乗車利用時のご本人様確認
- ・搭乗券の作成
- ・申込者からのお問い合わせ対応
- ・個人を特定できない形の統計資料作成

○本県が開催する山梨県リニアどきどき体験乗車では、本県が保有する参加者の個人情報について、本県の管理責任のもと、上記と同じ目的の範囲で、東海旅客鉄道株式会社に提供します。

○個人情報の取扱いに関するお問合せ・ご意見につきましては、下記の窓口までご連絡ください。

山梨県庁リニア体験乗車係

電話：055-223-1667

（受付時間 8：30～17：15 土日祝・12月29日～1月3日は休業）